

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 22 日現在

機関番号：12501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2012

課題番号：23720316

研究課題名（和文） 近代における日本人の南方関与と領土認識

研究課題名（英文） The Commitments of the Japanese to the North Pacific Islands and Recognition by the Japanese about the Territory of Japan

研究代表者

長谷川 亮一 (HASEGAWA RYOUICHI)

千葉大学・大学院人文社会科学研究所・特別研究員

研究者番号：70571628

研究成果の概要（和文）：

明治期後半（1880-1910 年代）以後の日本人の小笠原諸島・沖縄周辺の小島嶼への進出と、それらの島々が日本領に編入された経緯について、それらが主として民間人による資源確保を目的として行われた投機的な事業であり、日本政府の領有宣言も不十分な調査に基づいて行われたものであることを明らかとした。成果については冊子体で印刷し公表した。

研究成果の概要（英文）：

I researched about (1) the commitments to the small islands around Ogasawara and Okinawa of the Japanese, and (2) the declarations of possession of them by the Japanese government after the 1880s. I explained that (1) those commitments were mainly the speculative enterprises which the civilian undertook for the purpose of resource acquisition, and (2) the declarations were based on insufficient investigations.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：日本近現代史 南進論 領土問題 ミクロネシア 小笠原諸島 沖縄

1. 研究開始当初の背景

本研究でいう「南方」島嶼とは、明治・大正期に漠然と「南洋」と呼ばれていた範囲、すなわち、小笠原諸島、ミクロネシア、北西ハワイ諸島、沖縄・台湾周辺の小島嶼を指す。20 世紀初頭までの地図では、日本近海に領有権未確定の島々や、さらには存否すらも不確実な島嶼（疑存島）が多数描かれており、民間人が、そうした島嶼に棲息するアホウドリや、堆積したリン鉱石などの資源採取を目的として、島嶼を占有するため、日本政府に領有権の確定を請願することがしばしばなされてきた。そうした請願の中には、外国領に属する島や、実在しない島を対象としたものすら見られる。また、こうした民間人の活動は、しばしば極めて広範囲にわたっていたこ

とが知られる。しかし、こうした民間人の活動についての研究はなお不十分である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、明治期後半（1880～1910 年代）以後の日本人の「南方」島嶼（小笠原諸島、ミクロネシア、北西ハワイ諸島、台湾周辺の小島嶼など）への進出と関与の実態を、主として公文書および新聞・雑誌記事などの同時代史料により明らかにすることである。

3. 研究の方法

国立国会図書館、東京都公文書館等の関連資料を有する機関において実地調査を行い、日本人の小笠原・沖縄周辺の小島嶼開拓につ

いての関連史料の収集を実施した。特に、明治期から昭和初期にかけての雑誌に掲載された文献についての収集を進めた。さらに、その歴史学的分析をもとに研究成果をとりまとめた。

4. 研究成果

研究成果については「研究成果報告書」として別途公表した。報告書は個別論文2本（「沖ノ鳥島小史」「大平三次小伝」）および関連史料集から構成される。また、これとは別途に、本課題に直接関わる内容の単著を1冊（『地図から消えた島々』）公刊した。

一連の調査および論考によって得られた成果は以下の通りである。

- (1) 1880年代にまだ領有権が確定しておらず、その後日本政府が無主地先占論に基づいて日本領（内地）に編入した島々としては、以下の事例が挙げられる。
 - (a)南大東島・北大東島（1885年8月、沖縄県による「国標」設置）、
 - (b)南硫黄島・硫黄島・北硫黄島（火山列島）（1891年、明治24年9月9日勅令第190号による東京府編入）、
 - (c)魚釣島・久場島（いわゆる尖閣諸島）（1895年、明治28年1月14日閣議決定による沖縄県編入）、
 - (d)南鳥島（1898年、明治31年7月24日東京府告示第58号による東京府編入）、
 - (e)沖大東島（1900年、明治33年9月20日沖縄県告示第95号による沖縄県編入）、
 - (f)竹島（1905年、明治38年2月22日島根県告示第40号による島根県編入）、
 - (g)中ノ鳥島（不存在）（1908年、明治41年8月8日東京府告示第141号による東京府編入）、
 - (h)沖ノ鳥島（1931年、昭和16年7月6日内務省告示第163号による東京府編入）※これ以外に1939年に台湾総督府への編入を宣言した新南群島（スプラトリー諸島、南沙群島。昭和14年3月30日台湾総督府令第31号による）もあるが、外地への編入であることから、ひとまず除外する。
- (2) このうち、(b) (d) (e) (f) (g)はいずれも民間人が資源開発権の独占を目的とした請願を行い、それに基づいて領有権の確定がなされたものである。

具体的には、(b)火山列島については田中栄次郎(?-1890)・依岡省三(1865-1911)らの硫黄採掘が領有宣言のきっかけとなったものである（間接的には1887年の東京府による調査が影響しているが、この

ときは不毛の島嶼として開拓は試みられなかった）。(d)南鳥島は水谷新六(1850-?)がアホウドリの捕鳥権独占を請願、(e)沖大東島は中村十作(1867-1943)が開拓を請願、(g)中ノ鳥島は山田禎三郎(1871-1930)がアホウドリの捕鳥権とリン鉱石の採掘権の独占を請願したことが、それぞれ領有権確定のきっかけとなっている。また(f)竹島も、中井養三郎(1864-1934)によるアシカ狩猟権独占の請願が領有権確定のきっかけを作っている。

特に(d) (e) (g)については、玉置半右衛門(1838-1910)が1887年から行っていた鳥島のアホウドリ捕獲事業を模倣して開拓が計画されたものと考えられる。

- (3) (a)南北大東島と(c)尖閣諸島は、いずれも沖縄県の版図確定を目的として行われたものである。ただし後者については、清国に近いことから日清間の紛争になる可能性があるとして確定が先延ばしされていたものを、1890年代になって沖縄県から、周辺海域での漁業活動を取り締まるために管轄権を確定させるように要求があり、これによって領有権が確定した。

なお、尖閣諸島については、領有権確定直後の1895年6月に古賀辰四郎(1856-1918)がアホウドリの捕獲を目的とした島嶼貸与を請願しており、翌年に無償貸与が認められている。したがって古賀の活動が領有権確定のきっかけとなった可能性があるが、これを裏付ける史料はいまのところ見出せていない。

また、南北大東島についても、領有権確定後の1899年に玉置半右衛門が貸与を受け、1900年に入植を行っている。
- (4) 以上のように、これら小島嶼の開拓は、基本的には、いずれもアホウドリやリン鉱石などの資源の独占的確保を目的とした投機的事業というべきものである。
- (5) また、玉置半右衛門をはじめとする小島嶼開拓に関与した人物たちは、榎本武揚(1836-1908)、横尾東作(1839-1903)、志賀重昂(1863-1927)、田口卯吉(1855-1905)ら明治期の南進論者たちとともに、ひとつの人脈を形作っている。彼らはミクロネシアとの交易やハワイ方面および台湾・東南アジアへの経済的進出にも密接にかかわっていた。

もっとも、彼らの経済的事業は、玉置半右衛門や古賀辰四郎などの例外を除いては、あまり成功した形跡がない。

ただし、彼らの具体的な活動実態につ

いては、まとまった史料が乏しく、新聞報道などの断片的な文献に拠らざるを得ず、その実態を十分に明らかにすることはできなかった。

- (6) 19世紀末の海図には、これら領有権の未確定な島々のほか、小笠原諸島近海の「グランパス島」(Grampus islands)、「ガンジス島」(Ganges island)、「ロス・ジャルディン諸島」(Los Jarndines)、沖縄近海の「イキマ島」(Ykima island)、「アブレオジョス島」(Abre ojos island)などのように、存否の不確実な島々が描かれていた。

これらかはいずれも、不正確な位置測定、文献史料の誤解、見間違いなど様々な要因によって生じた架空の島々である。しかしながら、当時は実在性が高いものと信じられており、南進論者の中にはこれらの島々の探索と開拓を試みる人々もあった。玉置半右衛門や水谷新六、依岡省三らがこれらの島々の探索を行ったことが確認できる。

- (7) (g) 中ノ鳥島は特に問題となる事例である。この島は1908年に山田禎三郎が「発見」を報告し、海図上の「ガンジス島」(Ganges island)と同定した上で、アホウドリ猟とリン鉱石採掘の独占を目的とした貸借を請願したために領有権を確定したものである。しかし、中ノ鳥島ないしガンジス島は実在しないことが1930年代までに確認され、海図から削除されている。したがって山田の主張自体が虚偽と考えざるを得ないことになる。

山田の目的については、何等かの詐欺、あるいは、早急に独占権を獲得しようとして早まった主張を行った、といった可能性が考えられるものの、その裏付けとなる史料を見出すことはできなかった。

しかしながら、政府が山田の報告をほぼ無批判に信用した上で、自らの手では何の調査も行わずに領有権の確定を行ったことは明らかである。なお、架空の「発見」を根拠とした領有権確定の請願は、他にも「アブレオジョス島」についての事例など、いくつか確認できるが、実際に領有宣言にまでこぎつけているのは中ノ鳥島の事例のみである。

- (8) この中ノ鳥島の事例からもわかるように、これら小島嶼の領土編入は、政府のイニシアティブに基づくものというよりは、民間人による近代的所有権の概念に基づいた開拓独占を目的とした請願によって、受け身的に行われたものと考えられる。

また、中ノ鳥島や南鳥島などのように、政府自身による事前調査が十分に行われているとは言い難い例もしばしばみられる。

- (9) (b) 火山列島の編入は勅令によるものであるが、当時の農商務大臣・陸奥宗光より、勅令は『官報』に掲載されることから諸外国を刺激するおそれがあるとして問題視する意見が出された。おそらくこの意見書の影響により、(d) 南鳥島以降の編入では、府県告示のみで処理されるようになった。また、実際は無主地先占であるにもかかわらず、形式的にはすでに日本領になっている島嶼の府県所属を決定する、という形式がとられるようになった。

なお、時期的には両者の中間に属する(c) 尖閣諸島の編入は閣議決定によるものであるが、閣議決定後に沖縄県がどのような手続きをしたのかは明らかになっていない。

1902年にアメリカ政府が民間人の請願に基づいて南鳥島の編入を宣言し、日米間の紛争となりかけた事例があり、このときアメリカ側が日本による4年前の領土編入を認識していなかったことが明らかとなっている。また、1905年の竹島編入についても、韓国側はこれを翌年まで認識していなかった形跡が見られる。逆に、1899年のアメリカによるウェーク環礁の編入について、日本の外務省は1902年の時点で把握していなかった形跡がある。

無主地先占は国際慣習法によるものであり、一般に他国に先占の事実を通告する義務はないとされているが、トラブルが引き起こされる可能性があり、また実際にトラブルが引き起こされていることを日本政府は認識していたにもかかわらず、その後の中ノ鳥島の編入も東京府告示で行われている。(ただし、1931年の(h) 沖ノ鳥島編入は内務省告示によるものであり、『官報』に掲載されている。これは、その後の法整備によるものとされている。)

こうした事実は、領有権を確定した日本政府の側も、領土編入が将来的にもたらす結果について十分に検討せず、諸外国を刺激しないような形で不十分な手続きのみで済ませていた、という事実を示していると考えられる。

また、このことは、韓国が領有権を主張し実効支配している竹島(独島、リアンクール礁 Liancourt rocks)、あるいは日本が実効支配しているが中国・台湾が領有権も主張している尖閣諸島(釣魚島)

の問題を考える上で、ひとつの手掛かりをなすものと考えられよう。

- (10) (h) 沖ノ鳥島の編入は、これらとは異なり、最初から軍事利用を目的としたものである。この島の存在は16世紀から知られていたものの、平坦な珊瑚礁で、そのほとんどが常時水没しており、入植は事実上不可能なため、どの国からも領有権の主張がなされないまま放置されていた。それが、水上飛行機の発達によって、にわかに利用価値を見出されることになったものである。ただし戦後は、日本が南洋委任統治領を喪失したことや、水上飛行機に代わり陸上飛行機が発達したこともあって、1970年代に200海里経済水域が設置されるようになるまでは再び放置されることになった。

こうした一連の成果を前提とした上で、近代以降、今日に至るまでの日本人の領土・国土認識の実態について明らかにすることが、次の課題となる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[図書] (計2件)

- (1) 長谷川亮一、千葉大学大学院人文社科学研究科、近代における日本人の南方関与と領土認識、2013、118 pp.
- (2) 長谷川亮一、吉川弘文館、地図から消えた島々、2011、260 pp.

[その他]

ホームページ等

http://island.geocities.jp/ryoi_haz/kaken23720316/

6. 研究組織

(1) 研究代表者

長谷川亮一 (HASEGAWA RYOUICHI)

千葉大学・大学院人文社会科学部研究科・特別研究員

研究者番号：70571628